

尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務  
公募型プロポーザル実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、尾鷲市が発注する「尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務（以下「本業務」という。）」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し技術提案を求め、最も適した者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について尾鷲市会計規則（昭和41年規則第4号、以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、必要となる事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者のうちから技術提案書の提出者を選定し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(プロポーザル選定委員会)

第3条 市長は、本業務の技術提案の内容を審査するため「尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

(手続き開始の公告)

第4条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 委託業者選定に関する参加業者募集要領（以下「募集要領」という。）
- (2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次の各号によるものとする。

- (1) 尾鷲市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示
- (2) 尾鷲市ホームページ

(募集要領)

第5条 前条第1項第1号に規定する募集要領は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本業務の目的
- (2) 業務の概要：業務名、業務場所、業務内容、履行期限、予算額等
- (3) 担当部署
- (4) 全体スケジュール等
- (5) 参加資格要件
- (6) 計画施設の概要
- (7) 参加申込書類の提出場所、提出期間及び提出方法等
- (8) 第1次審査用技術提案書に関する質問の提出場所、提出期間及び提出方法等
- (9) 第1次審査用技術提案書の提出場所、提出期間及び提出方法等
- (10) 第2次審査用技術提案書に関する質問の提出場所、提出期間及び提出方法等
- (11) 第2次審査用技術提案書の提出場所、提出期間及び提出方法等
- (12) 第1次審査（書類審査）
- (13) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）
- (14) 評価基準
- (15) 契約手続き等
- (16) 費用負担
- (17) 失格基準
- (18) その他

(参加資格要件)

第6条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要領公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖を受けていないこと。
- (4) 尾鷲市建設工事指名停止措置要領又は日本国内で建設工事等に係る資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なも

のでないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(7) その他募集要領で示す参加資格要件を満たしていること。

#### （失格基準）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当した場合は、その者の本業務のプロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

(1) 募集要領に定められた参加資格、配置予定技術者等の要件を満たさないとき。

(2) 募集要領に定められた提出方法によらず提案書類等が提出されたとき。

(3) 募集要領に定められた提出期限までに提案書類等が提出されなかったとき。

(4) 募集要領により提出を求められた提案書類等について、記載すべき事項が記載されていないとき。

(5) 提出を求められた提案書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

(6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。

(7) その他本要領、募集要領に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(8) 見積書あるいは見積価格が募集要領に定める失格基準に当てはまるとき。

#### （参加申込書の提出等）

第 8 条 本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式第 1 号）及び別に定める書類（以下「参加申込書類」という。）を提出するものとする。

2 参加申込書類の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要領に明示する。

#### （参加辞退）

第 9 条 前条により、参加申込書類を提出し参加資格要件を満たすと判断された者（以下「参加申込者」という。）は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届（様式第 18 号）

を尾鷲市教育委員会生涯学習課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(第1次審査による選定)

第10条 選定委員会は、参加申込者から提出された技術提案書(様式第1号から様式第10号)を評価基準に基づき審査(以下「第1次審査」という。)し、上位の概ね5者を提案者として選定し、選定結果を書面にて市長に報告するものとする。

2 市長は、提案者に対し、第1次審査による選定通知書(様式第14号)により第1次審査に選定した旨及び提案書の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う旨を通知するものとする。

(契約交渉相手方の特定)

第11条 選定委員会は、提案者の本業務に対する意欲、理解力及び技術提案内容等をより理解するためのヒアリングを実施し、審査基準に基づき技術提案書等の審査(以下「第2次審査」という。)を行い最優秀提案者及び次点者を選定するとともに、審査の結果を書面にて市長へ報告するものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、最優秀提案者を本業務の契約交渉相手方に特定するものとする。

3 市長は、前項により決定された契約交渉相手方に対し、特定通知書(様式第16号)により通知するものとする。

4 選定委員会は、審査の結果により、最優秀提案者及び次点者を選定しない場合がある。

(非選定通知・非特定通知)

第12条 市長は、第10条第1項の第1次審査により非選定となった者(以下「非選定者」という。)に対し、非選定通知書(様式第15号)により通知するものとする。また、前条第1項の第2次審査により非特定となった者(以下「非特定者」という。)に対し、非特定通知書(様式第17号)により通知するものとする。

2 前項の通知は、第10条第2項及び前条第3項の通知と同時に行うものとする。

3 非選定者の審査結果については、問い合わせには一切応じない。

4 非特定者は、第1項の規定による通知の日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機

関の休日を含まない。) 以内に、書面により、非特定の理由について説明を求めることができる。

- 5 市長は、非特定の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

第13条 市長は、この要領に基づく審査を終了したときは、速やかに、尾鷲市ホームページにて審査結果を公表するものとする。

(随意契約の締結)

第14条 市長は、第11条第2項により特定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第11条第2項により特定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

(留意事項)

第15条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 技術提案書の作成及び提出等、この要領に基づくプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) プロポーザルの実施にあたり、不正行為を行った者又は技術提案書に虚偽の記載を行った者に対しては、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (3) 提出後の参加申込書、技術提案書及び諸様式(以下「提出書類」という。)の差し替え、引き換えは原則として認めない。ただし、技術提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類は、この要領に基づく審査事務以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、尾鷲市情報公開条例(平成11年条例第16号)、尾鷲市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号)の取り扱いによるものとする。なお、採用された技術提案については、募集要領の定めによる。
- (7) 本業務の契約相手となった者は、技術提案書に記載された配置予定技術者を本業務に配置することとし、原則として、契約の締結後から業務が完了するまで変更を認めない。
- (8) 本業務の契約相手となった者の技術提案書の内容については、本業務の

特記仕様書に明記するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、令和 6年 5月22日から施行する。